

## 健康づくり等の推進に関わる包括連携協定書

豊明市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、豊明市民の健康づくり等の推進や安全安心なくらしの確保、地域活性化を図るため、次のとおり健康づくり等の推進に関わる包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、市民の健康増進及び災害対策の推進等を図るとともに、乙の社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）部活動等におけるスポーツ振興に関すること。
- （2）熱中症対策の取り組みに関すること。
- （3）健康づくりの推進に関すること。
- （4）災害時における協力に関すること。
- （5）その他、甲及び乙が協議して必要と認める事業。

### （協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて該当課と協議を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を第三者に開示、漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し情報を提供することができるものとする。

### （本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

### （有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して変更又は解除を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年1月13日

甲 愛知県豊明市新田町子持松1番地1  
豊明市長

小澤正典

乙 名古屋市中区丸の内3丁目23番20号  
大塚製薬株式会社  
名古屋支店 支店長

井上務